

広島県告示第三百三十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、河川課及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河 川 の 区 間		担 当 地 域 事務所建設局
一級河川江の川水系指定区間志路原川		左岸	山県郡北広島町蔵迫字原河内（的場橋）から江の川合流点まで	広島県芸北地域事務所建設局
右岸	山県郡北広島町蔵迫字的場（的場橋）から江の川合流点まで			

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十一年三月三十日